

KPMG Insight

KPMG Newsletter

November 2015

メコン流域諸国の投資環境 第6回 ベトナムの最近の税制動向



Volume 15

メコン流域諸国の投資環境 第6回

ベトナムの最近の税制動向

KPMG ベトナム ハノイ事務所

マネジャー 谷中 靖久

ASEANは2013年に「日・ASEAN友好協力40周年」を迎え、さらに2015年末を目指してASEAN経済共同体(AEC:ASEAN Economic Community)が発足します。ASEAN全体で約6億人の人口を有する一大経済圏としての成長目覚ましく、製造拠点としてのみならず、内需を狙った消費市場としても注目され、日本企業の投資も急増しています。

一方で、これら諸国での税務上のリスクも重要課題となっており、日系企業の税務への備えは必ずしも万全とは言い難い状況です。そこで、メコン流域諸国であるミャンマー、ラオス、カンボジア、タイ、ベトナムの5カ国の投資環境について連載いたします。

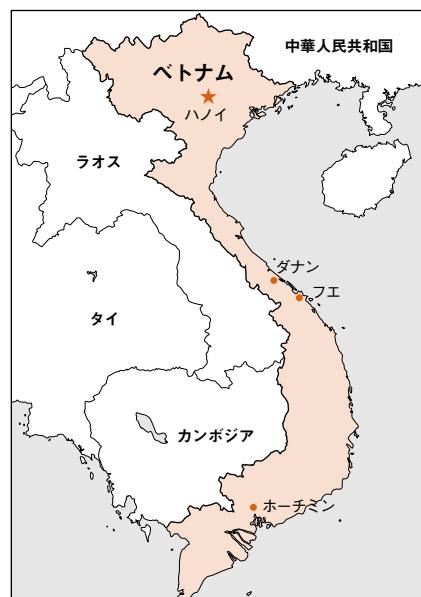
第6回となる本稿は、ベトナムの2014年以降の投資奨励策およびこれに関連する法人所得税と個人所得税の概要について解説します。

ベトナムは9,000万人を超える人口と、平均年齢の低さ、勤勉な国民性、安定した社会・政治体制などでASEANにおいても注目を集める国です。ただシンガポールはもちろん、タイやインドネシアなどと比べ外資への開放が遅れ、投資額の多さや裾野産業の広さという点で遅れをとっています。こうした点を改善しより多くの投資を呼び込むために、特に2014年以降積極的な投資奨励策を展開し、税制面においても多くの改善を実施しています。

なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

【ポイント】

- ベトナムは2015年時点で最低賃金が高いエリアで150USD程度とまだ低い割にインフラが整いつつあり、その勤勉な国民性と共に製造拠点として注目されている。
- 1人当たりGDPが2,000USD、また人口も9,000万人を超え消費市場としても注目されており、製造拠点と消費市場の両方で有望な市場となっている。
- ベトナムは2020年までに工業国となるという国家戦略を策定しており、そのためにさらなる外資系企業の投資を必要としている。このため2014年に新規投資や拡張投資に対して法人所得税と個人所得税の税優遇を拡大させている。こうした税優遇の拡大が今後投資の拡大に繋がるかが注目されている。
- 法人所得税については標準税率が22%（2016年以降は20%）であり、比較的標準的な税制である。個人所得税の給与所得の累進税率における最大の税率は35%と他のASEAN所得に比べるとやや高めの税率となっている。

たなか やすひさ
谷中 靖久KPMG ベトナム
ハノイ事務所
マネジャー

I 新たな税制上の投資奨励策の概要

1. 2014年以前の税制上の投資奨励策

ベトナムでは主に法人所得税で税優遇を付与し、投資促進を図っています。法人税に係る税優遇については事業に対する税優遇と場所に対する税優遇がありました。特に事業に対する税優遇については、ソフトウェア開発を除いて税優遇が付与される事業が明確でなかったことからあまり利用されていませんでした。また、場所についても2009年以降は工業団地に進出する製造業に対する税優遇がなくなったため、特に製造業で税優遇を享受できる企業は非常に少なくなっていました。

さらに2009年以降、既にベトナムに進出している企業が第2工場の建設など事業の拡張を行った場合、こうした拡張部分については税優遇が付与されないという規定になっており、既存の進出企業がさらにベトナムで事業を拡張しようとする意欲を削ぐ原因となっていました。

2014年以前の税優遇の概要は図表1のとおりです。

2. 新たな税制上の投資奨励制度の概要

ベトナムは2020年までに工業国化の仲間入りをするという国家戦略を策定しており、裾野産業を広げ、工業化のためにさらなる外資系企業の投資を必要としています。また2014年には対中デモが起こり、この影響により投資の減退をベトナム政府が懸念しました。こうした経緯を踏まえ、2014年に施行された新法人税法やその政令、通達において、工業団地に対する税優遇や、事業拡張に対する税優遇など、税優遇の拡大が規定されました。この税優遇の拡大は2015年においても通達の改正という形で引き続き行われています。

(1) 「工業団地における新規事業」に対する法人所得税の優遇

工業団地に対する税優遇が新たに付与されました。従前から、社会的・経済的に困難、あるいは著しく困難な地域に所在する工業団地については税優遇が付与されていました。これに加えて、特別都市、中央の都市レベルIならびに省の都市レベルIに所在する工業団地以外の工業団地への新規投資事業について、2年間の免税ならびに4年間の50%減税が新たに付与されています。「特別都市、中央の都市レベルIならびに省の都市レベルIに所在する工業団地」は現時点では非常に限定されているため、実質的にはほぼすべての工業団地への新規事業に税優遇が付与されることになりました。

さらに、2009年から2013年の間に設立された企業についても、2015年以降は同様の工業団地税優遇を享受できることになりました。ただし、適用できる期間は当初から税優遇を享受していたと仮定した場合の、残存期間となります。

(2) 事業拡張に対する法人所得税の優遇

税優遇が付与されている事業や地域で、生産規模の拡大、生産能力の増大や生産技術の向上等で事業が拡張した場合には、拡張部分に対して税優遇が付与されることになりました。既存事業の税優遇を拡張部分についても享受するか、もしくは同様の事業あるいは地域で新規投資事業について享受できる税優遇（基礎税率の優遇を除く）を享受するか、どちらかを選択適用できます。そして事業拡張の要件としては①拡張投資完了時に固定資産追加取得額が200億VND以上あること（地域によっては100億VND以上）、②投資前と比べて20%以上固定資産取得額が増加すること、③投資前と比べて生産能力が20%以上向上していること、の3つのうちいずれかを満たす必要があり、日系企業にとっては①の要件が一番満たすことが多い要件となっています。

事業拡張に対する税優遇は、現行法規制上の事業や場所の新規事業に対して税優遇が付与されていることが前提となっていますが、上記のとおり、2014年以降ほとんどすべての工業団地に対して税優遇が与えられているため、製造業であれ

図表1 2014年以前の法人税優遇措置（新規投資企業に対する優遇税率）

税率	条件	税率の適用期間	免税	軽減税率（50%）
20%	社会的・経済的に困難な地域への新規投資	営業開始後10年間	2年間	4年間
	農業共同組合および共済組合	全期間	—	—
10%	“特に”社会的・経済的に困難な地域の企業 首相決定により優遇措置を与えられた経済特区およびハイテク地域に投資する事業	営業開始後15年間 左事業については最長30年間	4年間 通常の地域 4年間	9年間 通常の地域 5年間
	ハイテク、先端技術、特に重要なインフラおよびソフトウェア開発に関する企業 教育関連、職業訓練、医療、文化、スポーツおよび環境分野の企業	全期間		

収入の発生した年度から3年度以内に課税所得の計上されない企業は、4年度目から自動的に免税期間が開始される。

ばこの条件を満たすことは容易な状況となっています。

また、2009年から2013年の間に起こった事業拡張についても、上記の3要件を満たす場合には、当初から税優遇を享受していたと仮定した場合の、残存期間について2015年より税優遇を享受できることになりました。

さらに、法規制上、税優遇を享受する課税所得と税優遇を享受しない課税所得を分けられない場合、それぞれの事業の売上を基準に按分するとの記載があるにもかかわらず、事業

拡張に関する税優遇の記載では、固定資産取得額基準あるいは総投資額（資本金と長期借入金の合計）基準のいずれかを選択適用して按分すると記載されていますので留意する必要があります。

(3) 経済特区に対する個人所得税の優遇

2008年以降、経済特区に従業する従業員の個人所得税は50%減税が認められています。対象となる経済特区は下記のとおりです。

個人所得税優遇対象となっている経済特区は、法人税優遇上、社会的・経済的に著しく困難な地域と同等の法人税の優遇（基礎税率10%を15年間、4年間免税、その後9年間減税）が適用されると共に、個人所得税の50%減税も同時に享受でき、進出企業にとって大きなインセンティブとなっています。法人税と個人所得税、双方の優遇が享受できる代表的な例として、港も近く、ベトナム第3の人口を誇る都市であるハイフォンにあるDinh Vu-Cat Hai経済特区があげられます（図表2、3参照）。

II ベトナム税制の概要

1. 総論

ベトナムにおける税制は、法人所得税、個人所得税、改正法人所得税、付加価値税、外国契約者税および関税を中心に、各法（Law）を補足する政令（Decree）および省令（Circular）により規定されています（図表4参照）。

また、申告や免税申請に関する手続きについては、税務行政法により一括して規定されています。

2. 法人所得税の概要

(1) 法人の所得に対する課税の仕組み

法人所得税については、日本と同様に税前利益から調整計算をして課税所得を算出し、これに税率を乗じて計算されま

図表2 経済特区

北部	中部	南部
Dinh Vu - Cat Hai 経済特区	Chan May - Lang Co 経済特区	Phu Quoc – Nam An Thoi 経済特区
Ven bien Thai Binh 経済特区	Hon La 経済特区	Nhon Hoi 経済特区
Ninh Co 経済特区	Chu Lai 経済特区	Nam Can 経済特区
Van Don 経済特区	Dung Quat 経済特区	Van Phong 経済特区
	Nghi Son 経済特区	Dong Nam 経済特区
	Dong Nam 経済特区	Nam Phu Yen 経済特区
	Vung Ang 経済特区	Dinh An 経済特区

図表3 税優遇の比較

新規事業に対する法人税優遇	2014年以前	2014年以降
「事業分野」要件もしくは「地域」要件を満たす「新規事業」	税優遇対象	税優遇対象
「工業団地」における「新規事業」	税優遇対象外	税優遇対象
事業拡張に対する法人税優遇	2014年以前	2014年以降
「事業分野」要件もしくは「地域」要件を満たす「事業拡張」	税優遇対象外	税優遇対象
個人所得税優遇	2014年以前	2014年以降
経済特区労働に対する50%減税	税優遇対象	税優遇対象

図表4 ベトナムの主な税金

税目	税率	申告	備考
法人所得税	22% (2016年1月より20%)	年次	最大5年間の欠損金の繰越が可能。 税優遇による免税、減税措置あり。
個人所得税	最高35%	月次／四半期	給料、賞与の他、各種手当も含む。
付加価値税	原則10%	月次／四半期	輸出取引は0%、生活必需品等は5%
外国契約者税	提供される物品・サービスにより異なる。 法人所得税1%～10% 付加価値税2%～5%	支払毎	法人税部分と個人所得税部分から成る。 通常ベトナム法人が源泉徴収し、納税する義務を負う。
その他	–	–	関税、特別消費税、環境保護税、事業登録税等

す。現在のところ、グループ税制や連結納税制度、組織再編に関する特別な税制はありません。

(2) 納税義務者

ベトナムの法律に基づいて設立された「内国法人」、およびベトナム国内に源泉所得を有する「外国法人」が納税義務者となります。外国法人については「恒久的施設 (Permanent Establishment、PE)」を有するかどうかを問わないとしている点が大きなポイントとなります。

(3) 課税期間

課税期間は原則12ヶ月です。ただし、企業の設立初年度と清算年度については特別に15ヶ月決算が認められています。会計期間については12月を原則としつつ、3月、6月および9月を決算期とすることも認められています。

法人は、四半期ごとに、その四半期の末日より30日以内に予定納税を行う義務があります。予定納税は第4四半期でも求められています。四半期については申告義務はなく、納税義務のみ存在します。

また、法人は年度末日より90日以内に年度末確定申告書を作成し、最終の法人税額と四半期予定納税額合計の差額を納付しなければなりません。

(4) 税率

標準法人税率は2015年現在22%ですが、2016年1月より20%となります。これは他のASEAN各国には20%の標準法人税率を採用している国があるため、これに合わせて投資魅力を保つための策の1つと言えます。なお、売上げが200億VND未満の企業に対しては2013年7月より20%が適用されています。ただし、石油ならびに天然ガス、またはその他天然資源の採掘事業に対しては、32%から50%までの税率が適用されます。

(5) 課税所得の計算

課税所得は、以下の式により計算されます(図表5参照)。

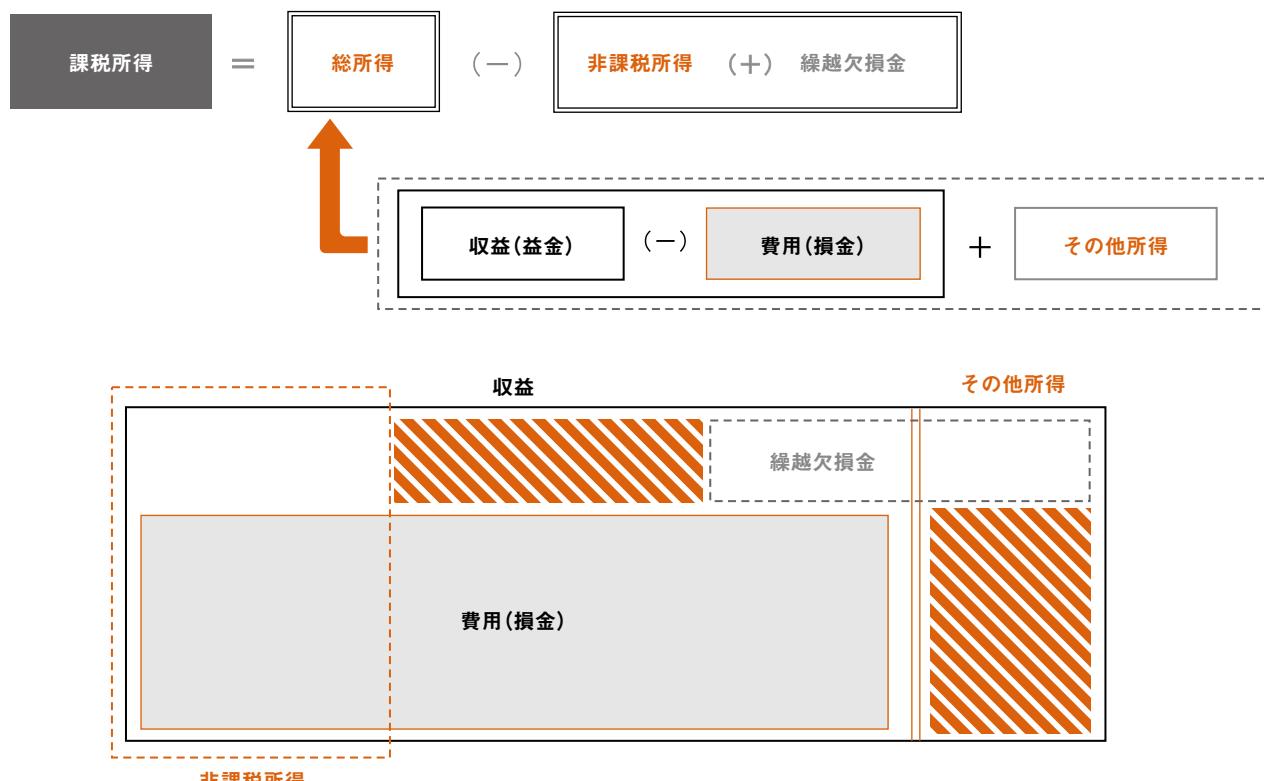
$$\text{課税所得} = \text{総所得} - (\text{非課税所得} + \text{繰越欠損金})$$

また、上記計算式の総所得は、以下のとおりです。

$$\text{総所得} = (\text{収入} - \text{損金算入可能な費用}) + \text{その他所得}$$

“収入-損金算入可能な費用”とは、一般的に事業所得と理解されています。これに対して“その他の所得”には、不動産譲渡所得など、法人税法上異なる規定を適用して課税する所得や、投資許可証に記載されていない、法人にとって主たる事業以外の取引に基づく所得が含まれ、優遇税率は適用されません(図表6参照)。

図表5 課税所得の計算



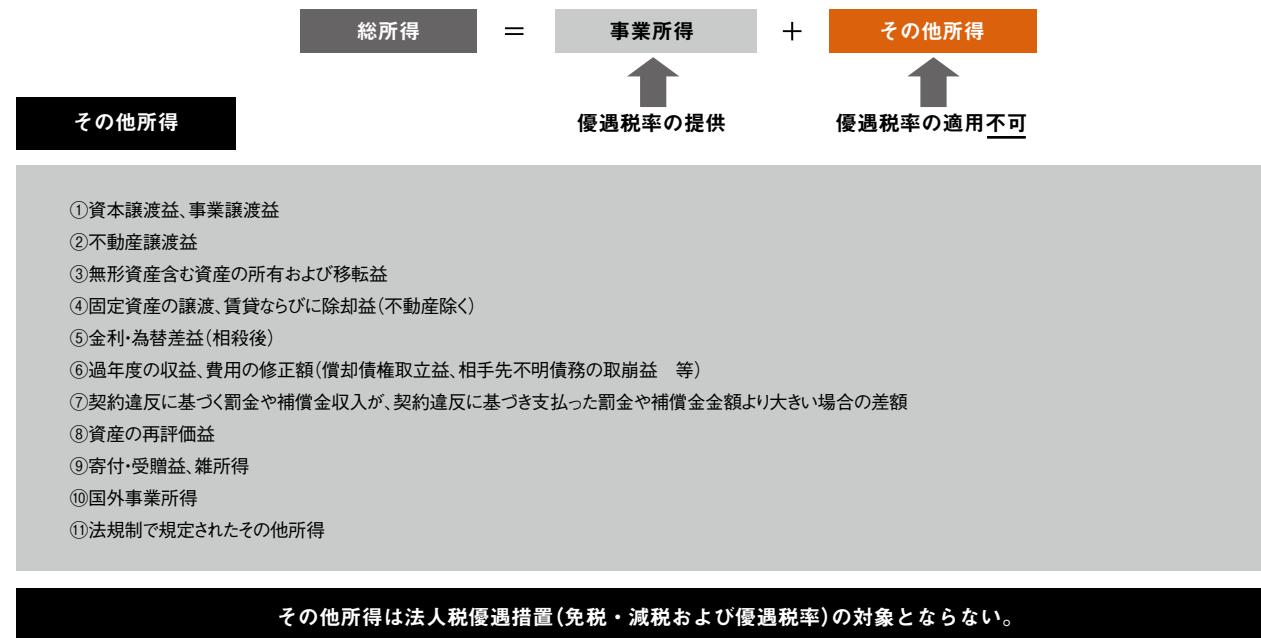
(6) 収益認識の時期

収入の認識は、原則として、以下のいずれかの時点となります。

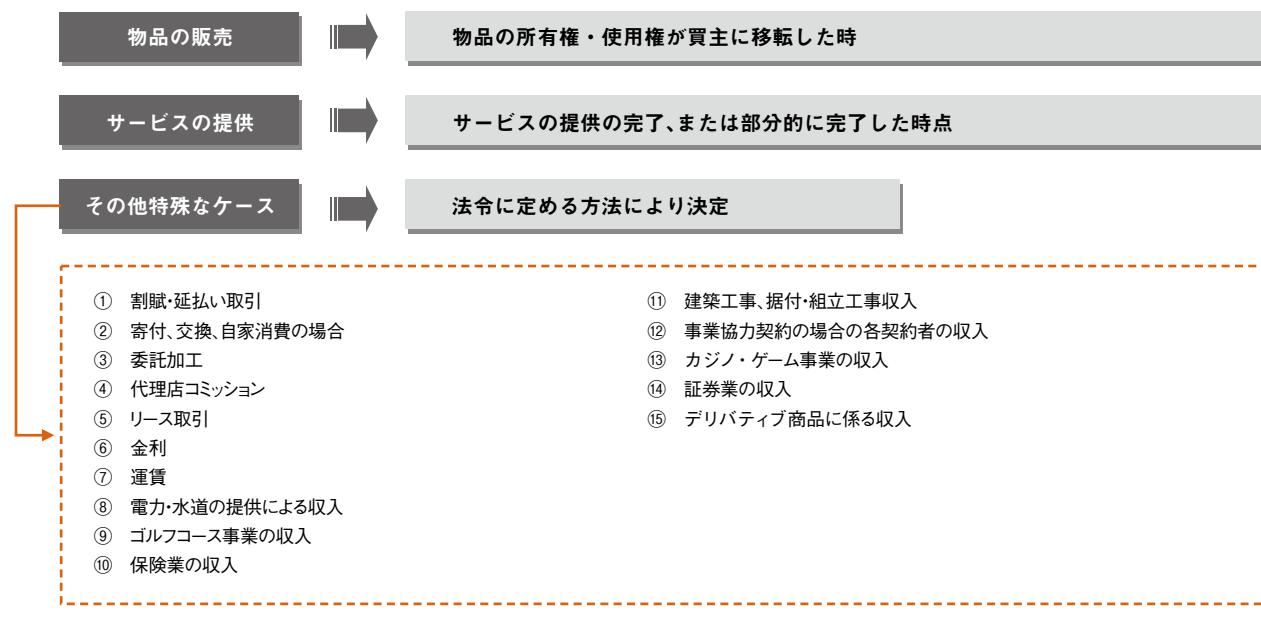
- 物品の売上の場合には、物品の所有権あるいは使用権が買主に移転した時点
- サービスの提供の場合には、サービスの提供の完了、あるいは部分的に完了した時点

2015年8月までは、サービスの提供の場合、サービス提供完了前にインボイスが発行された場合、インボイス発行時点で収益を認識するというルールでした。当該ルールが変更されたことで、基本的には会計上の収益認識時期と一致することになりました（図表7参照）。

図表6 その他所得



図表7 収益の認識時期



図表8 損金不算入となる費用

損金算入の要件	
(1) 事業活動に関連して実際に発生した費用であること	
(2) 正規のインボイスその他法規制に基づき要請される証憑により証明できる費用であること	
※ 2014年1月以降は、2,000万VNDを超える支払については銀行送金・クレジットカード支払証等支払証憑が求められる。	
通達123に(限定)列挙された損金不算入項目	
<p>① 固定資産</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 以下の固定資産の減価償却費 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 非事業資産 ➢ 所有を証明する証憑のない資産 ➢ 簿外資産 ➢ 専用車・ヨット・航空機 ➢ 償却済み資産 ➢ 事業目的外の建物占有部分 □ 債却限度額を超える償却費、償却済資産の減価償却費 □ 休止期間が9ヶ月を超える固定資産の減価償却費 □ 修繕、再配置、定期メンテナンスが理由で12ヶ月を超えて休止している固定資産の減価償却費 	
<p>② 棚卸資産</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 合理的な製造原価の範囲を超える原価 □ 簿価と正味実現可能価額の差額を超える在庫評価引当金額 	
<p>③ 外貨建取引</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 債権項目から生じる未実現為替差損益 	
<p>④ 引当金</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 以下の限度額を超える貸倒引当金 <p>回収期限超過が6ヶ月以上1年未満の債権:債権額の30%まで 回収期限超過が1年以上2年未満の債権:債権額の50%まで 回収期限超過が2年以上3年未満の債権:債権額の70%まで 回収期限超過が3年以上:債権額の100%</p> □ 取引金額の5%を超える製品保証引当金・建設保証引当金 □ 退職給付引当金 	
<p>⑤ 広告宣伝費および交際費</p> <ul style="list-style-type: none"> □ その他損金算入可能額(税込の商品の購入原価除く)の15%を超える金額 <p style="color: red; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">広告宣伝費および 交際費の損金算入限度額が 撤廃された！</p>	
<p>⑥ 人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 支払の際に必要な正規の証憑を備えていない給与・賃金・手当 □ 雇用契約、労働協約、財務規定や報酬規定に支給条件の記載のない賞与 □ 事業に関与していない者への賃金・給与 □ 出張手当のうち限度額を超える金額 	
<p>⑦ その他の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 500万VND/人を超える制服支給費用 □ 社会保険、失業保険料会社負担額のうち限度額を超える金額 □ 金融機関以外からの借入に伴う支払利息で中銀公表金利の150%を超える金額 □ 特に定められた寄付金で所定の手続を経ていないもの □ 資本的支出、寄付金、ゴルフ会員権の購入費用、ゴルフのプレー料金 □ 未払込資本金相当の借入金の利子 □ 研究開発準備金からの支出 □ 課徴金、罰金 □ 未払費用 	

(7) 費用の損金算入要件および損金不算入費用

事業所得は、収入(益金)から損金算入可能となる費用を控除して計算されますが、損金算入可能となる費用として税法上以下の要件を満たす必要があります。

- 法人の事業活動に関連して実際に発生した費用であること
- 正規のインボイスその他の証憑により証明できる費用であること
(ベトナムの付加価値税法上、インボイスは公式インボイスを使用されなければなりません。ここでいう「正規」のインボイスとはこの法律に則った公式インボイスを意味するものと解されます。公式インボイスは20万VND以上の費用について備える必要があります。)
- 2,000万VND以上の費用については、送金明細等の支払証憑が保存されていること

その他特定の損金不算入となる費用項目として図表8のものが列挙されています。

(8) 繰越欠損金

法人が計上したその年度の税務申告において損失となった場合には、それを欠損金として翌年以降に5年間を限度として繰り越すことができます。過去に発生した欠損金は、免税期間中であっても利益が生じていれば控除されます(図表9参照)。

3. 個人所得税の概要

(1) 納税義務者と課税の範囲

個人所得税は、個人の所得に対する租税で、ベトナム個人所得税法令に基づき、滞在日数にかかわらずベトナム国内に源泉所得があれば課税されます。また、課税所得の範囲を決定する際には、納税者の区分が重要となります。納税者は、居住者と非居住者に区分され、居住者は、所得の源泉が国内であるか国外であるかを問わず、全世界の所得が課税対象となります。一方、非居住者の課税範囲は、ベトナム国内の源泉所得についてのみが課税対象ですが、その所得の受領が国内外いずれで行われたかを問いません(図表10参照)。

(2) 居住者の給与所得の計算および累進税率

給与所得の課税所得計算は、所得総額から以下の支払額を控除することが認められています。

社会保険料控除	社会保険、健康保険など強制保険の保険料 (日本の健康保険、厚生年金、雇用保険等も対象になります)
所得控除	基礎控除: 9百万VND/月 扶養者控除: 3.6百万VND/月(被扶養者1人当たり) 注:異なる納税者が同一人物を被扶養者として申告することはできません。

寄付金等	特別困難な状況の児童や障がい者などに対する慈善および教育基金など（法律に基づいて設立された団体に対するもののみ）
任意年金基金掛金	財政省のガイドライン要件を満たした、一定限度額までの掛金

給与所得の源泉所得税率は、以下のとおり課税所得額に応じた累進税率となっています。

年間課税所得	月間課税所得	税率
6,000万VND以下	500万VND以下	5%
6,000万VND超～12,000万VND以下	500万VND超～1,000万VND以下	10%
12,000万VND超～21,600万VND以下	1,000万VND超～1,800万VND以下	15%
21,600万VND超～38,400万VND以下	1,800万VND超～3,200万VND以下	20%
38,400万VND超～62,400万VND以下	3,200万VND超～5,200万VND以下	25%
62,400万VND超～96,000万VND以下	5,200万VND超～8,000万VND以下	30%
96,000万VND超	8,000万VND超	35%

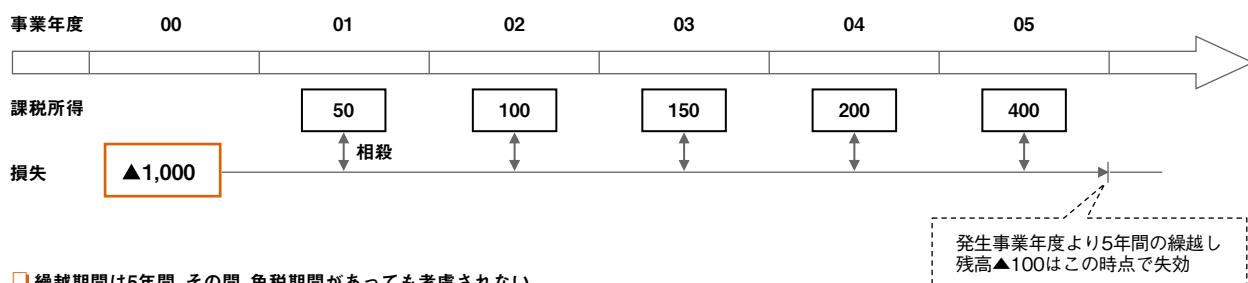
(3) 給与所得の申告・納税

給与所得については、月次申告・納税（一定の要件を満たす場合および海外の法人から給与を受け取る個人は四半期申告・納税）が必要であり、翌月20日以内（四半期申告・納税の場合、四半期翌月30日以内）に行う必要があります。

年次確定申告は課税年度終了時から90日以内に行う必要があります（非居住者の場合は、確定申告が求められていません）。また、ベトナム国内での契約を終えて本国に帰任する場合は、出国日から45日以内に確定申告を行う必要がありますが、実務上は計算・申告の完了が難しい場合が生じます。

なお、ベトナム法人から給与を受け取る場合は、当該ベトナム法人がベトナム支給分については源泉徴収を行います。確定申告時に申告納税を行った外国法人支給分の給与と合算計算を行って確定申告をする必要があります。

図表9 繰越欠損金

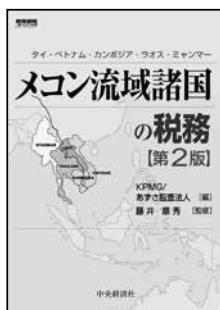


- 繰越期間は5年間。その間、免税期間があっても考慮されない。
- 法人組織の改組、株主の変更、合併の際も繰越欠損金の引継ぎは可能。
- 複数の法人を構成員とするジョイントベンチャーの解散に際しては、繰越欠損の額も分配して引継ぎ可能。

図表10 居住者と非居住者の個人所得税 (PIT) 上の相違について

	居住者	非居住者
定義	<p>① 历年、あるいは最初の入国日から12ヶ月の期間において、ベトナム国内に183日以上滞在するもの</p> <p>または</p> <p>② ベトナム国内に定的な居所を有するもの</p> <p>(a) 恒久的住居</p> <p>(b) 課税年度で契約期間が183日以上の賃貸住宅等（ホテル、本社、作業場等含む）</p>	左記の居住者の定義を満たさない場合
課税対象所得	全世界所得	ベトナム源泉所得
給与所得の税率	5%～35%の累進課税	一律20%
控除	基礎控除、扶養控除 寄付金控除・社会保険控除等	控除不可

メコン流域諸国の税務（第2版） タイ・ベトナム・カンボジア・ラオス・ミャンマー



2014年10月刊
【編】KPMG／あずさ監査法人
【監修】藤井 康秀
中央経済社
570頁 6,200円（税抜）

メコン流域諸国はASEANの中でも成長目覚ましく、日本企業の投資も急増しています。一方で、これら諸国での税務上のリスクも重要課題となっています。そのため、投資国の税務についての詳細な情報を入手して、十分に備えることが必要です。第2版では、初版で取り上げたタイ、ベトナム、カンボジア、ラオスのほかにミャンマーを加え、5カ国を対象として、現地での経験と実務を踏まえ、税務・投資情報を体系的にわかりやすく解説しています。

本書の特徴

- 各国の税法を網羅的にかつ体系的に整理
- 実務に基づく解釈と留意点を詳細かつ明確に解説
- 理解を補助するための豊富な図解

【バックナンバー】

「メコン流域諸国の投資環境」

第1回 ミャンマーの投資関連法規
(KPMG Insight Vol.10/Jan.2015)

第2回 ミャンマーの税法の概要
(KPMG Insight Vol.11/Mar.2015)

第3回 カンボジアの投資法制と税制概要
(KPMG Insight Vol.12/May.2015)

第4回 ラオスの投資法制と税制概要
(KPMG Insight Vol.13/July.2015)

第5回 タイの最近の投資動向
(KPMG Insight Vol.14/Sep.2015)

ベトナムへの進出を検討されている、あるいは事業展開されている企業の皆様に、現地での事業活動に役立つと思われる投資、税法、労務等について情報提供しています。ご入用の場合は、あずさ監査法人 GJP (03-3266-7543) または、CountryDesk@jp.kpmg.comまでご連絡ください。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願ひいたします。

KPMG ベトナム
ハノイ事務所
マネジャー 谷中 靖久
TEL: +84-4-3946-1600 (ex6124)
yasuhisataninaka@kpmg.com.vn

KPMGジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報を根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.